

四日市市告示第35号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の28第1項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第22条の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第24条の37第1項及び細則第24条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月1日

四日市市長 森 智広

1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

合同会社HARE

三重県四日市市日永西一丁目14-7 サニーコート黒宮103

2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地

相談支援事業所 HARE

三重県四日市市日永西一丁目14-7 サニーコート黒宮103

3 指定等の年月日

令和6年3月1日

4 事業の主たる対象者

指定無し

5 事業所番号

2470200730

（こども未来部 こども発達支援課）